

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案要綱

第一 趣旨

(第一条関係)

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「指定市町村」とは、第三の一により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいうものとする。

二 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいうものとする。

三 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指

定市町村の区域外に避難しているものをいうものとする。

四 この法律において「住所移転者」とは、平成二十三年三月十一日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうものとする。

五 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第十の一から三までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいうものとする。

第三 指定市町村の指定等

(第三条関係)

一 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に關して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができるものとする。

1 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

2 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

3 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

4 1から3までのほか、これらに類するものとして政令で定める指示

二 総務大臣は、一による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

三 二により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

四 総務大臣は、一による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

第四 避難住民の届出等

(第四条関係)

一 第三の四による指定市町村の告示の日（以下「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならぬものとする。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であつて、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでないものとする。

二 告示日後に新たに避難住民となつた者は、避難住民となつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならぬものとする。

三 一又は二による届出をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなつたときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならぬものとする。

四 指定市町村の長は、一から三までによる届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

第五 避難住民に関する特定の事務の届出等

（第五条関係）

一 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができるものとする。

二 総務大臣は、一による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

第六 避難住民に係る事務処理の特例等

(第六条及び第七条関係)

一 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、第五の二により告示された事務(以下「特例事務」という。)について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であつて法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの(以下「避難先団体」という。)の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができるものとする。

二 一の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（五の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。

三 一及び二は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体において処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しないものとする。

四 三の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならないものとする。

五 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、一の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。

六 五の場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、一の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長

に通知しなければならないものとする。

第七 避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用

(第八条関係)

第六の二により特例事務を避難先団体が処理する場合には、当該避難先団体が特例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

第八 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担

(第九条関係)

一 第六の二により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担するものとする。

二 国は、一により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務

(第十条関係)

一 第六の一の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であって法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、第六の一の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。

二 国は、第六の一の通知を受けた避難先団体が第六の一の通知に係る避難住民に対して一に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十 特定住所移転者に係る施策等

(第十一条関係)

一 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であつて当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

二 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。

三 一及び二のほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

四 国は、指定市町村及び指定都道府県が一から三までに定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一 住所移転者協議会

(第十二条関係)

一 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができるものとする。

二 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任するものとする。

三 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とすること。

四 住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとする。

五 住所移転者協議会は、第十の一から三までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べるができるものとする。

六 指定市町村の長その他の機関は、五の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。

第十二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を規定するものとする。

(附則第二条関係)